

## 司法試験委員会会議（第103回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

### 1 日時

平成26年7月29日（火）10:00～11:30

### 2 場所

最高検察庁大会議室

### 3 出席者

- 司法試験委員会  
（委員長）山口 厚  
（委員）稲川龍也，奥田隆文，古口 章，土屋美明，羽間京子，長谷部由起子（敬称略）
- 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）  
小山太士人事課長，是木 誠人事課付（幹事兼任），滝口正信試験管理官

### 4 議題

- (1) 平成26年司法試験予備試験論文式試験の実施状況について（報告）
- (2) 平成26年司法試験予備試験短答式試験における不正受験者の取扱いについて（協議）
- (3) 平成26年司法試験考査委員等の推薦について（報告）
- (4) 幹事の選任について（報告）
- (5) 司法試験の方式・内容等に関する検討について（協議）
- (6) 平成27年司法試験及び司法試験予備試験の実施について（協議）
- (7) 司法試験法施行規則の一部改正について（報告）
- (8) その他
- (9) 次回開催日程等について（説明）

### 5 資料

- 資料1 平成26年司法試験予備試験論文式試験受験状況
- 資料2 幹事による報告資料
- 資料3 司法試験法の改正を踏まえた短答式試験の在り方等について
- 資料4 平成27年司法試験の実施日程等について
- 資料5 平成27年司法試験予備試験の実施日程等について
- 資料6 法曹養成制度改革顧問会議第8回 議事録
- 資料7 法曹養成制度改革顧問会議第9回 議事録
- 資料8 法曹養成制度改革顧問会議第10回 議事録

### 6 議事等

- (1) 平成26年司法試験予備試験論文式試験の実施状況について（報告）
  - 事務局から，平成26年司法試験予備試験論文式試験の実施状況について，資料1に基づき報告がなされた。

- (2) 平成26年司法試験予備試験短答式試験における不正受験者の取扱いについて（協議）
- 平成26年司法試験予備試験短答式試験における不正受験者に対し行政手続法に基づく弁明の機会を付与したところ、同受験者から弁明書が提出されたことについて、事務局から報告がなされた。
  - 協議の結果、当該受験者について、今後1年間の司法試験及び司法試験予備試験受験禁止処分とすることが決定された。
- (3) 平成26年司法試験考査委員等の推薦について（報告）
- 委員長から、平成26年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員として別紙1記載の者を法務大臣に推薦することについて、司法試験委員会令議事細則第6条第1項に基づき、書面により各委員から意見を徴した結果、了承され、平成26年7月1日付けで委員会の議決としたことが報告された。  
これに関し、事務局から、司法試験考査委員等に推薦された者が7月8日付けで法務大臣から考査委員に任命されたことが報告された。
  - 委員長から、平成26年司法試験考査委員として別紙2記載の者を法務大臣に推薦することについて、司法試験委員会令議事細則第6条第1項に基づき、書面により各委員から意見を徴した結果、了承され、平成26年7月18日付けで委員会の議決としたことが報告された。  
これに関し、事務局から、司法試験考査委員に推薦された者が7月24日付けで法務大臣から考査委員に任命されたことが報告された。
- (4) 幹事の選任について（報告）
- 委員長から、司法試験委員会幹事として別紙3記載の者が選任されたことについて、司法試験委員会令議事細則第6条第1項に基づき、書面により各委員から意見を徴した結果、了承され、平成26年7月18日付けで委員会の議決としたことが報告された。  
これに関し、事務局から、司法試験委員会幹事に選任された者が7月24日付けで法務大臣から司法試験委員会幹事に任命されたことが報告された。
- (5) 司法試験の方式・内容等に関する検討について（協議）

（◎委員長，○委員，□幹事）

- ◎ 第101回司法試験委員会に引き続き、司法試験法の改正を踏まえた短答式試験の在り方等について御協議いただくが、まず、幹事より追加の説明をいただきたい。
- 資料2に基づいて説明する。司法試験法の改正を踏まえ、平成27年司法試験の短答式試験をどのようなものにするかについては、第101回司法試験委員会において、「司法試験法の改正を踏まえた短答式試験の在り方等について（案）」として御報告した。資料2-1がそれである。

検討に際しては、現在の短答式試験に対し、外部からどのような評価を受けているかという点も参照した。資料2-2は、その一部をまとめたものである。受験者に直接アンケートを実施したものとしては、東京弁護士会が実施しているアンケートがあった。受験者の負担感を計る要素の一つとして、問題の量に関する部分を見たところ、「試験

時間は適当である」とする意見が多数を占めている状況であった。また、法科大学院協会においては、司法試験の問題に関するアンケートを毎年実施しており、その回答結果を取りまとめたものが資料2-2中の別表である。例えば、平成25年の問題に関するアンケートの結果を見ると、どの科目においても、「適切」という回答と「どちらかといえば適切」という回答を合計すると回答総数の80%を超えており、90%を超える科目も見られた。それより前の年を見ても、年によって多少のばらつきはあるが、基本的には70%を超える法科大学院から「適切」又は「どちらかといえば適切」という回答がなされていた。このほか、司法試験に関する論評がなされている市販の文献なども参照した。これらを見る限りでは、少なくとも、最近の短答式試験について、試験時間と比して問題数が多すぎるなどという批判はさほどなされていないようであった。幹事による検討に際しては、そのほかにも、実際の試験問題を見た実感であるとか、周辺の方々から聞いた意見などを踏まえた議論もなされたが、基本的な考え方としては、現在の短答式試験については、年や科目による一定の相違こそあれ、全体的には、その内容につき、必ずしも厳しい評価を受けている訳ではなく、むしろ、肯定的評価が強いのではないかという意見が多かった。そして、そのことは、問題数と試験時間とのバランス、試験問題の在り方、総合評価の在り方などに関し、現状を一つの参考としつつ、必要に応じて修正を加えていくという方向性での検討につながった。

次に、試験時間や問題数、配点に関してであるが、資料2-3は、旧司法試験と新司法試験を比較対象したものである。旧司法試験では、短答式試験の科目が、今回の司法試験法改正後と同様に、憲法、民法、刑法の3科目であったので、これが検討の一材料とされた。もっとも、近時の司法試験では、下の表のように、民法に関する分野については問題数36問、74点満点となっており、憲法や刑法よりもその配分が大きくなっている。このことから、旧司法試験と同様に3科目について同程度の問題数、配点としたらどうかとの考え方、現行の司法試験と同程度の比重の相違で良いのではないかとの考え方などが示された。検討の結論は、資料2-1に記載されているとおりであり、憲法及び刑法については、問題数20問から25問程度、50点満点、試験時間50分、民法については、問題数30問から38問程度、75点満点、試験時間75分となった。幹事の間では、最終的にこの結論をとることについては、特に異論は示されなかった。議論の中で、現状よりも問題数が大幅に減ることで民法の位置づけが軽くなったとの見方が生じることは相当でないという意見、範囲が広範であるという民法の特性を考慮すべきという意見などが示され、現状の司法試験を参考にした案に集約された。

短答式試験における最低ライン点である40%点の考え方についても補充して説明する。資料2-4は、各年の短答式試験で最低ライン点未満であった者が各科目何人ずついたか、実人員で何人いたか、合格点を超えているものの最低ライン点を下回った科目があり不合格となった者の数が何人いたかというような点を一覧化した表である。先の委員会でも御報告したとおり、短答式試験科目が憲法、民法、刑法に限定されることにより最低ライン点がどのように機能することになるかは不透明な部分があり、科目が限定されることによって最低ライン点未満となる者が減る可能性もあるが、同じ科目の中の一部により救済されるケース、例えば、公法系科目の中の憲法に関する分野だけでは40%点を下回るものの、行政法に関する分野の得点が高かったので公法系全体では最低ライン点未満とはならないなどといったケースが減れば、逆に最低ライン点未満となる者が増えることもあり得る。このため、幹事の間では、当面は40%点という最低ラ

イン点を維持した上、法改正の影響を見ていく必要が高いのではないかとこの意見にまとまった。

次に、出題方針に関してであるが、幹事の間では、「法科大学院における教育内容を十分に踏まえた上、基本的事項に関する内容を中心とし、過度に複雑な形式による出題は行わない」という基本方針は維持することが妥当との意見で一致した。もっとも、先の委員会で御議論いただいた際と同様に、幹事の間でも、どのような出題であれば基本的事項に関する内容で、過度に複雑な形式ではないと言えるのかという点はなかなか難しい問題だという指摘がなされており、将来に向け、考査委員の方々との意見交換が必要であるとの指摘などがなされていた。

最後に、資料２－５は、前回も御報告した考査委員に対するアンケートの集計結果であり、憲法、民法、刑法を御担当された考査委員合計８１名から回答をいただいた。意見を見ると、試験時間、問題数、問題の難易度のいずれの観点においても、現在の試験は適当であるという御意見が多かった。このようなアンケート結果も前提として、現在の試験の枠組みを大幅に変えるのではなく、それを尊重した上で新たな枠組みを作っていくべきという方向性で議論が進み、御提示した案となった。

- ◎ それでは、幹事による追加説明も踏まえて協議願いたい。協議に際しては、適宜整理をさせていただくが、まず、現在の短答式試験の評価をどのように捉えるかということが基本になると思われる。先ほどの幹事による説明によれば、現在の短答式試験に対しては肯定的な評価も多く見られ、その基本的な方向性を大きく変える必要はないのではないかという考え方を前提として具体の検討がなされたということであった。本委員会においても、短答式試験の科目が憲法、民法、刑法に限定されるということを中心とした上であるが、同様の認識で検討を進めるということで良いのかどうか、お考えを聞かせていただきたい。
- これまでの短答式試験における個々の出題や試験時間等に関しては、幹事による報告のとおりだと思う。ただし、短答式試験全体としてはちょっと負担が大きいのではないかとこの指摘はなされていた。もっとも、その点については、今回、科目を憲法、民法、刑法にするという大きな改革がなされた。それを前提とすれば、具体的な出題の中身や方法に関しては、従前の在り方を基本的に維持した上で様子を見るということが、現状では大切なことではないかと思っている。ゆくゆく議論すべき必要がないとは思わないが、現状は、まさに大きな改革がなされたところであるので、その様子を見ていくという状況ではないかと思う。
- ◎ 資料の２－１では第３という項目になるが、前回も議論していただいた「法科大学院における教育内容を十分に踏まえた上、基本的事項に関する内容を中心とし、過度に複雑な形式による出題は行わないものとする」との運用を維持するという方針について、本委員会としてどのように考えていくのが良いか、この点については御意見はあるか。
- 幹事による報告にもあったとおり、この中身を具体的にどう考えていくかは非常に難しい問題である。しかし、法科大学院教育と司法試験の連携ということは、先般の司法制度改革の議論の際も、法曹養成制度改革の大きな理念の一つとなっていたのであり、司法試験の内容等については、法科大学院における教育内容を十分に踏まえたものにするとの従前の出題方針が今後も堅持されるべきである。
- ◎ 実際の出題がそれに沿うものであるかどうかという点については、考査委員の方々の引き続きの努力をお願いせざるを得ないと思われるが、基本的な出題方針自体は、法科

大学院教育を十分に踏まえて基本的な事項について問う、過度に複雑な形式によらないという方向性を維持するということが良いだろうか。

- 良いと思う。かつ、それを強調し、きちんと伝えていく必要がある大事なことではないか。受験者の中にも、制度が変わるということで不安を持っている人もいるはずである。そういう人達に対し、基本は変わらないということをしちんと伝えるということ、そして、特にこの出題方針に関しては、教える側、教員の側にも、この方針は大事にしながら、法科大学院教育と有機的に連携させつつ、きちんとやっていくんだというメッセージにもなるんじゃないかと思う。ここは、これで良いというだけではなく、積極的にこうあるべきだということを確認した方が良い事柄である。
- 出題方針としての表現としてはおそらく異論がないところだと思う。やはり、それを具体的に当てはめた時にどうなるのかというあたりが現実的な問題なのではないか。出題方針に関する基本的な考え方が具体的な作問にうまく反映していくこと、そして、司法試験委員会と考査委員の先生方との間で基本的な認識を共有して、良い問題を作るように更に御努力いただくということが重要ではないか。
- 御指摘のとおり、この基本的な考え方に沿ってどのような問題を作ったらいいかというのは非常に難しい問題だと思う。もっとも、外部の評価や考査委員によるアンケートの結果などを見ると、一定程度クリアしているという事は最低言えるのかなと考える。この基本方針からどんな問題を作っていくかという点は、これまでの実績を踏まえ、各考査委員に頑張ってもらえないかという感じがしている。
- 短答式試験というのは、一義的に答えが決まらないといけない、特定の立場を前提にすることができないという固有の作問上の難しさがある。その中で、考査委員の先生方が色々御努力いただいていると思うが、その努力を更に引き続きお願いし、良い問題を作ってくださいということをお願いしたい。
- 全体的に見れば、総合評価として現在の出題については肯定的な評価がなされていると思う。もっとも、個別の問題では、正答率が高い問題も正答率が低い問題もある訳で、毎年の経験等を翌年以降の作問に活かしていただくというようなことがあると良いと思う。ちょっとひねっただけで随分正答率が変わるということはあるので、そのような結果がその後の作問に反映しやすいようにすると良いと思う。
- 確かに、問題の作成者は想定していないけれども、多くの受験者が引っ掛かってしまい、正答率が下がってしまうようなことはあるので、そのようなことは反省の一材料として、より良い問題を作る努力をしていただくということが大事ではないか。
- 幹事の間では、どのように問題を作っていくのかは科目によって結構違うという意見も出ていた。そういう意味では、司法試験委員会や幹事の間での議論の状況を考査委員にきちんと伝えたり、考査委員がどのようなことで苦労しているのかについて十分認識を共有したりすることも大事である。したがって、考査委員と幹事あるいはこの司法試験委員会の委員との間で、ざっくばらんな意見交換のようなことを進めていくことも意味があるのではないかと検討してもらいたい。
- ◎ 次に、試験時間、問題数、配点について御検討いただきたい。資料2-1では、第4に問題数や配点に関する記載があり、それに連動して試験時間をどう考えるのかという問題になる。先ほどの報告では、現在は、民法の割合が、相対的に見ると、憲法や刑法に比べて大きくなっており、これは、旧司法試験とは異なっているということであったが、この点について御意見をお伺いしたい。

- 違和感は少なくともない。
  - 自身の経験からしても、民法は、法律家としての基本になるものではないかと思う。法律家になる人にとって一番基本となることは、利益と利益を調整していく、そして、法律をどうやって使っていくのかということであるが、民法は、一番違和感なく入れ、かつ、色々な利益を価値観があまり入らずに調整できるというものであると感じた。また、民法は、幅が非常に広いということで、そこをまずしっかり押さえておくと、他のところが土台になってやりやすいということがあり、学生時代に民法を結構一生懸命やっていたし、それが色々なところで役に立っている。そのような自分の体験からいっても、違和感はない。
  - 弁護士会内では、基本的な点の体系的な理解をきちんとしてもらうべきではないかという議論は結構されているが、その際念頭に置かれているのは民法が多い。指摘のとおり、範囲も広いし、基本的なものであるので、そこはやっぱり重視するというメッセージをきちんと伝える必要がある。また、現に今、現状において民法の比重が大きいので、その現状が変更される訳ではないというメッセージも伝えるべきではないか。
  - 指摘のとおり、既に現状において、民法の比率は高くなっている。また、法科大学院での授業数でも、領域が広いということがあり、他の科目と比べ民法の授業数が多くなっている。それらを考慮すると、このような案で良いのではないか。
  - ◎ 憲法、刑法の問題数や配点は現状と同程度で、民法は一定程度多くするという方向で御理解を得たということによろしいか。また、そうすると、試験時間も、出題数と関連して民法の試験時間が長くなるということが自然と思われるが、資料2-1の第1にあるように、憲法50分、刑法50分、それに対して民法75分となっているが、これもこのような考え方でよろしいか。
- (一同了承)
- ◎ ところで、問題数が例えば憲法では20問ないし25問ということになっているが、幹事の説明では、この理解は、あくまで、1問当たりの配点を考慮して、問題数が配点との関係で多少動くことがあるというような意味だというものだった。この点は非常に受験者にとって現実的な問題であり、憲法や刑法について現在よりも負担が増えるという危惧を持つ受験者もいるかと思うが、これは、必ずしも現在よりも問題数を増やすという趣旨ではないと理解をすることで良いか。
  - そこは本当にきちんと伝えないと誤解される危険がある。つまり、現状は20問であるがそれが25問に増えてしまうのではないか、憲法、民法、刑法の3科目となったことに伴い、出題する側は、問題数を増やしたり、より難しい問題にしたりする気があるのではないか、その対策をしなければいけないのではないかというような形で受験者が動いてしまうことは避けなければならない。これは、増やすという趣旨ではなくて、作問をしていく自由度を考慮し、適切な問題を作るために必要があれば20問に限定はしないという意味以上のことはない。幹事の中の議論を聞いていても、現在の短答式試験の基本のところを維持した上で、より良い出題をするために必要があるかもしれないので、問題数に関しては多少融通を利かせ、自由度を付けておいても良いのではないかというような議論だったと思う。そこはちゃんと伝えておいた方が良い。
  - 確かに表現として、これだけでは十分ではないかもしれない。幹事の中の議論は、憲法や刑法につき、基本的には現状の出題数である20問程度で良いのではないかという意見が大半であり、ただ、問題数をあまりに限定すると問題作りが窮屈になるかもしれ

ないので、25問程度まで幅を持たせても良いのではないかという議論であったらうと認識している。記載を工夫した方が良いのではないか。

□ 今回の御指摘はそのとおりであり、憲法や刑法の問題数がここ数年は20問という現状があり、その現状を動かして負担増の方向にすべきではないという意見が幹事の共通認識であった。一方で、問題の中には、配点が3点の問題とか2点の問題とかがあり、年によって問題数には一定の差が出てくることもあり得るということで、幅を作るという案になった。幹事による案の記載では誤ったメッセージにならないかという御指摘であったので、何かしら付記をする等の対処を御検討願いたい。

◎ 1科目当たりの負担が現状より増えるという間違った理解が広まらないようにする、受験者にそういうことはないと適切に伝わるようにするという点が重要だと思われる。そこで、表現ぶりは適宜工夫することとした上で、基本的な方向性としては委員会として了承するということが良いか。

(一同了承)

◎ 次に、最低ライン点についてである。最低ライン点については、現在40%点とされており、幹事の説明は、当面はこれを維持しつつ法改正の効果を見ながら引き続き考えていくということだったが、この点はいかがか。

○ 資料を見る限り、特段これを変える何か大きな理由があるようには思えない。大きく変える必要はないのではないか。

○ さすがに、各科目とも40%点を取ることは基本であり、それを下回るようであれば、合格させてはいけないのではないか。

○ 法律家になろうとする者は、特定の科目だけではなく、全体的な理解がある程度ないといけないものと思われる。

○ 基本的な法律を最低レベルではちゃんとクリアしてもらう必要があるということは、メッセージとしても重要ではないか。

○ 幹事の議論を聞いていると、60%にした方が良いという意見もあった。最低ライン点を60%にすれば、もっと意識的に基本的な問題にしてもらえないのではないかという意見であった。あり得る意見と考えるが、現実にそうなるかどうかはやってみないと分からない。危惧しているのは、40%の最低ライン点は、現状では基本的にうまく機能していると思うが、年や科目によって、やや酷な結果になる場合もあるのではないかということである。仮に引き上げることとして最低ライン点が大きく機能するようになり、結果的に短答式試験をクリアさせても良いようなレベルに達している人をごそっと落としてしまうようになるのは良くないと思う。基本的な出題をし、受かるべき人は受かり、落ちてしまう人は落ちてしまうという試験であるべきという考えでは一致していても、40%という意見も60%という意見も出てくる性質のものではないかと思う。結論としては、試験科目を憲法、民法、刑法の3科目にするのだから、このラインまで動かしてしまうと混乱すると思われるので、当面は40%を維持することが相当であり、問題が出てきたらその時にもう一度考える必要があるのではないか。

◎ 各委員とも40%点という最低ライン点を維持し、引き続き状況を見ていくという御意見のようであり、幹事の案の方向で了承することとしたい。次に、資料2-1の第5に記載されている総合評価の方法については、何か御意見はあるか。それとも、この幹事による案のような方法でよろしいか。

(一同了承)

◎ それでは、総合評価の在り方についても幹事の案に記載されているとおりということ  
で了承したい。

最後に日程の点である。これについてはどうお考えか。受験者がどう考えているのか  
をアンケート調査する必要があるとの御意見もあり、また、むやみに変更するのはどう  
かという御意見もあり、なかなか難しい問題と思われるが。

○ 受験者のニーズは常に把握できるように耳を傾けておく必要があると思うので、色々  
な形で情報収集に努める必要はあると思うが、逆に、他のテーマも同様であろうが、情  
報を集めたら、おそらく両方向から、あるいは様々な意見が寄せられることになると思  
われる。圧倒的多数がこうして欲しいという意見があるならば相応の検討が必要と思わ  
れるが、希望を全て取り入れるということは恐らく不可能であろう。色々な意見に耳を  
傾け、運用しつつ、修正すべきところは修正していくというスタンスにならざるを得な  
いのではないか。

◎ 実施可能かどうかという枠があるので、その枠の中にならざるを得ないが意見を聞く  
姿勢が大事だと思われる。来年の試験に関しては、時期的に、現状を前提とした考え方  
にならざるを得ないと思われるが、それはそれとして、今後の在り方としては、受験者  
の意見も把握しつつ検討をしていくというような御意見で良いか。

○ 多数決で決めるような問題でもないので、色々なファクターを考慮して決めていくと  
いうことではないか。

◎ これまで、資料2-1に記載されている各事項について各委員の御意見をいただき、  
基本的な方向性は幹事の提案どおりで良いということだったと思うが、そのような理解  
でよろしいか。よろしければ、司法試験委員会としては、法改正を踏まえた平成27年  
の司法試験について、このような方向で実施するということを了承したい。

(一同了承)

◎ それでは、そのように決定させていただく。

(協議の結果、短答式試験の在り方に関し、資料3「司法試験法の改正を踏まえた短答式試  
験の在り方等について」のとおり決定された。)

(6) 平成27年司法試験及び司法試験予備試験の実施について(協議)

○ 平成27年司法試験及び司法試験予備試験の実施日程及び試験地並びに試験実施予定  
について、資料4及び資料5のとおりとすることとされた。

(7) 司法試験法施行規則の一部改正について(報告)

○ 事務局から、短答式試験の科目が憲法、民法、刑法の3科目に限定されることに伴い、  
短答式試験の民事系科目から商法第3編海商に関する部分を除く司法試験法施行規則2  
条の規定を改正する必要があること等について報告がなされ、了承された。本改正は、  
司法試験法の改正に伴う技術的な改正であり、司法試験委員会としては、本改正に当た  
って科目の範囲を変更することは意図していないことが確認された。

(8) その他

○ 事務局から、法曹養成制度改革顧問会議の開催状況及び協議状況について、資料6か  
ら資料8に基づき報告がなされた。

(9) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は，平成26年9月8日（月）に開催することが確認された。  
（以上）

平成 26 年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員推薦候補者

大 谷 太 民 法 法務省民事局付

平成 26 年司法試験考査委員推薦候補者

鈴木輝仁	行政法	法務省入国管理局付
久家健志	刑法	法務省矯正局参事官

平成 26 年司法試験考査委員の職を解く者

占部 祥	行政法	大阪地方検察庁検事
内藤 晋太郎	刑法	東京地方検察庁検事

司法試験委員会幹事候補者

西 山 卓 爾      法務省大臣官房司法法制部司法法制課長

司法試験委員会幹事の職を解く者

松 本      裕      東京高等検察庁検事